

吸収分割契約の
承認は効力発生
日の前日までに
(会社法783①)

上 申 書

平成19年3月12日の株主総会の決議に基づき、当会社を分割会社とし株式会社豊臣物産を承継会社とする吸収分割をすることについて、会社法第789条第2項、同条第3項、第939条第1項第2号の規定により債権者に対し公告（吸収分割をする場合における不法行為によって生じた当会社の債権者は1名もおりません。）をしましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者は1名もありませんでしたのでこの旨上申します。

公告期間満了日
の翌日

平成19年3月24日

(本店) 名古屋市中区尾張一丁目1番1号

(商号) 株式会社織田物産

代表取締役 佐々信正

代表印